添付書類の PDF ファイル作成方法（Android 編）

電子申請を利用する場合、利用申請に必要な書類（就労証明書等）は添付ファイル（画像ファイル・PDF ファイル等）で提出することができます。

電子申請システムに添付できるファイルの数には制限がありますので、利用申請に必要な書類は、なるべく保護者単位でまとめて、以下のようにお送りいただきますようお願いいたします。

ここでは、Android の標準アプリを使用して紙の書類を PDF にまとめる方法をご紹介します。

1．電子申請システムに添付できるファイル

ファイル数	ファイルサイズ	添付できる種類（括弧内はファイルの拡張子）
3つ	1つ 10MB まで （3つで 30MB まで）	ファイル形式：（word ファイル(doc・docx)、Excel ファイル(xls・xlsx・xlsm)、Adobe PDF 文書（pdf)、ZIP 圧縮（zip)） 画像形式：（jpg・jpeg・gif・png）

2．電子申請画面での添付方法

以下のような世帯の場合、保護者ごとにファイルをまとめて該当箇所に添付してください。

父：就労（個人事業主）　母就労（区内在勤保育士）　児童を認可外保育園に受託中

添付書類①	就労証明書、父自営業の証明（青色申告決算書）
添付書類②	就労証明書、母保育士証
添付書類③	認可外保育施設の受託証明書

次ページで、紙の就労証明書（表面・裏面）を例に PDF ファイルにまとめる方法をご紹介します。

3.「ドライブ」アプリを使用して複数の紙の書類の PDF にまとめる方法

①Android 標準の「ドライブ」アプリを使用します。 「ドライブ」をタップしてアプリを起動します。 	②ホームの右下「＋」をタップします。 	③カメラのアイコン「スキャン」をタップします。
④紙全体が画面に収まるようにして PDF にしたい添付書類を撮影してください。 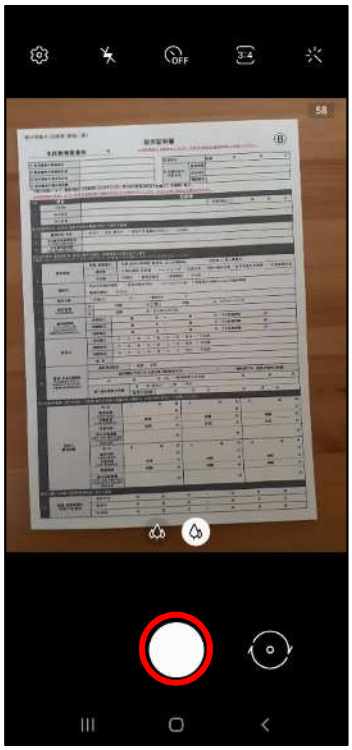	⑤撮影後「OK」を選択すると、スキャンされた書類の PDF データが作成されます。 	⑥続けてスキャンをする場合は画面左下の「 」をタップし、次の紙をセットします

⑦同様の手順でスキャンしていきます。

⑧スキャンされると白黒のPDF データが作成されます。

⑨すべてのスキャンが完了したら画面右下の「保存」をタップします。

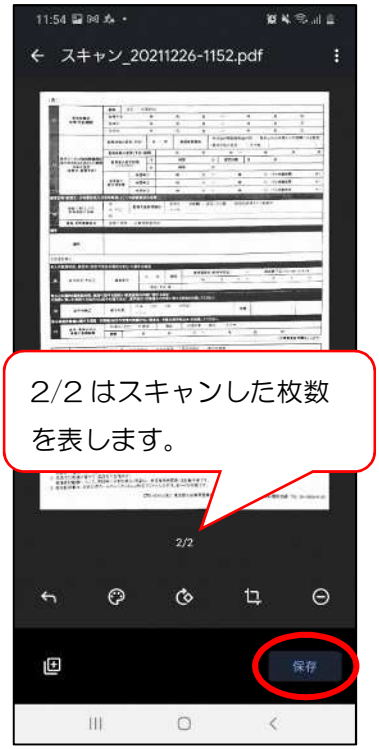

⑩任意のフォルダを選択して右下の「保存」をタップします。

⑪選択したフォルダにスキャンした PDF が保存されます。

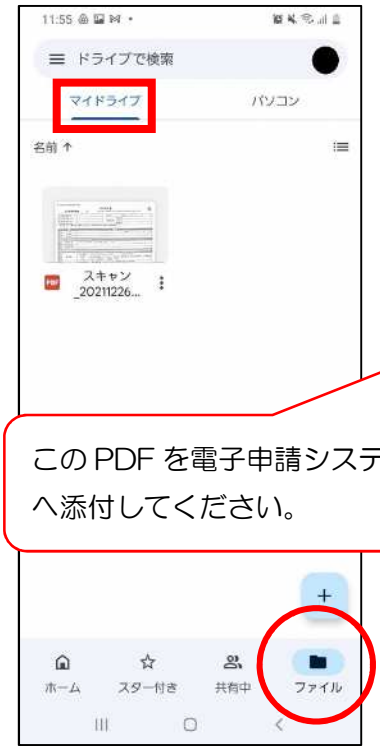

⑫PDF ファイルを開いて問題がないか確認してください。

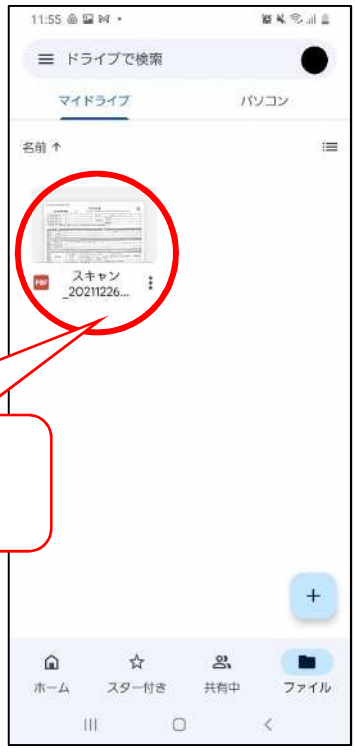

4．Q&A

<table>
<tr><td>Q1</td><td colspan="2">「ドライブ」アプリがありません。</td></tr>
<tr><td>A1</td><td colspan="2">Android のバージョンが古い、過去にアプリを消してしまった等、さまざまな原因があるため、ご案内できません。別の方法（別のアプリを使用する、パソコンで zip ファイルを作成して電子申請する、添付書類を郵送提出にする等）をご検討ください。</td></tr>
<tr><td>Q2</td><td colspan="2">本資料以外の方法で、zip ファイル、PDF ファイル等に書類をまとめて添付しても良いか。</td></tr>
<tr><td>A2</td><td colspan="2">到達する添付ファイルが、画像ファイル（jpg・jpeg・gif・png）、Adobe PDF 文書（pdf）でまとめられている場合は、本資料以外の方法でまとめたものでも差し支えありません。
ただし、zip ファイルの場合、電子申請システム対象外のファイルを圧縮しないようお気をつけください。（送信後、区に到達する過程でエラーが発生し受け取れません。）</td></tr>
<tr><td>Q3</td><td colspan="2">手順⑤⑧のスキャンされた範囲について
自動設定されたスキャン範囲が正しく指定されない。</td></tr>
<tr><td>A3</td><td>自動設定された範囲が正しくない場合は、画面右下のトリミングボタンをタップすれば、右図のように編集画面が立ち上がります。各頂点を指で移動させることにより、スキャン範囲を修正できます。
適切にスキャン範囲を選択後、画面下「完了」をタップすると２枚目以降のスキャンを継続できます。
スキャンをやり直したい場合は、左下の矢印をタップすると改めてスキャンをやり直すことができます。</td><td>
</td></tr>
<tr><td>Q4</td><td colspan="2">添付書類の枚数が多く、保護者ごとにまとめられませんでした。</td></tr>
<tr><td>A4</td><td colspan="2">保護者ごとにまとめていただいた結果、枚数の関係から添付容量上限の 10MB を超えてしまう場合は、他の保護者の添付箇所をご利用いただいて問題ありません。
例えば、父の添付書類で 10MB を超えてしまう場合、添付しきれなかった分を「添付書類②」に添付いただく、「母の添付書類」に混ぜて添付いただく等の方法をとっていただいて差支えありません。</td></tr>
</table>

5．添付ファイルに不備がある場合

添付ファイルの画像が不鮮明で読み取れない等、利用調整に影響がある場合、原本を改めて提出していただくことがございます。この場合であっても、書類の提出締切日等が延長されませんので、あらかじめご了承ください。

6．その他

お使いの端末の設定や Android のバージョンにより、手順書の画像と異なる場合があります。

本資料は、電子申請をより簡単で身近なものにするため、１つの方法を参考としてご紹介したものです。iPhone やその他のアンドロイド端末を含め、スマートフォンの操作に関するお問い合わせ等にはご回答できませんのであらかじめご了承ください